

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条例（議員発議）

○宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

（議会事務局議事課）

一

ページ

条 例

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮城県議会委員会条例（昭和五十年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の第二十条の規定は適用せず、改正前の第二十条

の規定は、なおその効力を有する。